

## 給排水工事の届出について

苫小牧市内において、水道水を使用するための工事や公共下水道を使用するための工事を行うときは、事前に市への届出が必要です。また、工事は指定事業者でなければ施工することができません。

市への届出などの手続きは指定事業者を通じて行ってください。

### 届出を行わないと

無届工事は条例違反であり、水道水の利用ができなくなるほか、工事のやり直しが必要になることもあるなど、使用者の不利益となります。さらに、使用開始の届出がない無届工事に対しては、遡って使用料を徴収するだけでなく、条例で罰則等が規定されています。

工事をする際は必ず指定事業者に依頼し、工事着手前には指定事業者に市への届出の有無を必ずご確認ください。

「苫小牧市指定給水装置工事事業者」、  
「苫小牧市指定排水設備工事事業者」は  
QRコードからご覧  
になれます。

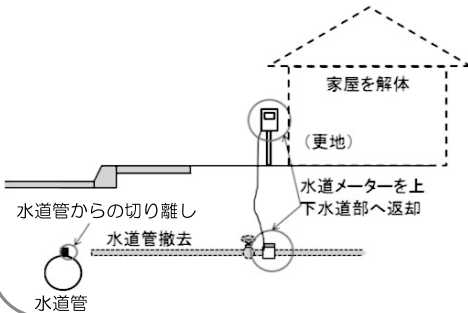


## 水道工事の届出

届出が必要な工事は、家屋を新築する場合や、すでに使用中であっても水廻りのリフォーム、水道メーターを減らす、散水栓を増やすときや、家屋解体に伴う水道撤去工事も含まれます。

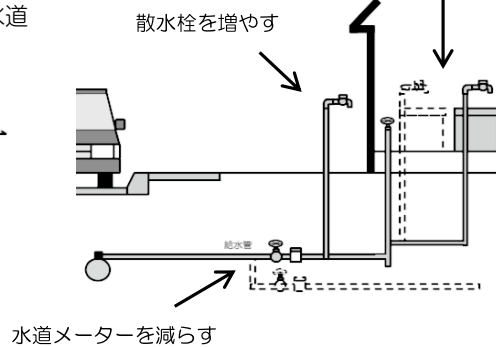
### 家屋を解体する工事（例）

家屋を解体し、更地にする場合は、水道管からの切り離しと、上下水道部で貸与している水道メーターの返却が必要となります。



### すでに使用中の建物の工事（例）

水廻りのリフォーム

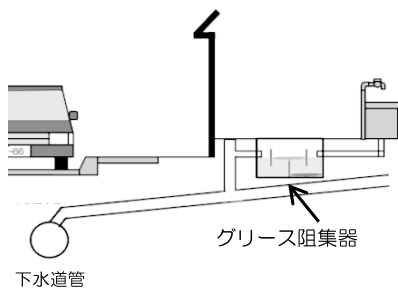


## 下水道工事の届出

届出が必要な工事は、水道と同じく家屋の新築や解体、また汲取り式や浄化槽からの水洗化工事、店舗においてはグリース阻集器などの新設・増設など、排水設備に関わる工事を実施する場です。

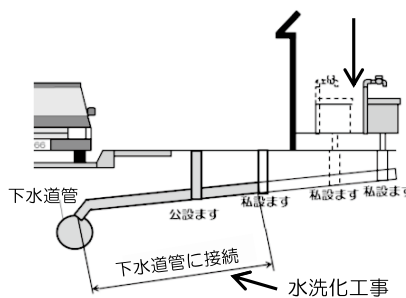
### 飲食店の新設、業種変更の場合（例）

飲食店の排水には、油が含まれていますので、グリース阻集器の設置が必要です。



### すでに使用中の建物の工事（例）

排水設備の増設や変更



## 無届工事が放置されると

無届で工事が行われた場合、不適切な工事がされていることが考えられ、下水道管への汚染水の流入や、家屋を解体しそのまま放置された場合は、水道管からの漏水などが発生する可能性があります。

水道設備や下水道設備を不適切な状態で放置することは、最悪の場合、修繕工事が必要となり、断水や、下水道が詰まり、流れなくなる可能性があります。

油などが詰まり流れなくなった下水道管



家屋が解体され更地のまま放置された場合

